

議題1 あんジョイプラン11策定の体制について

1 計画の根拠

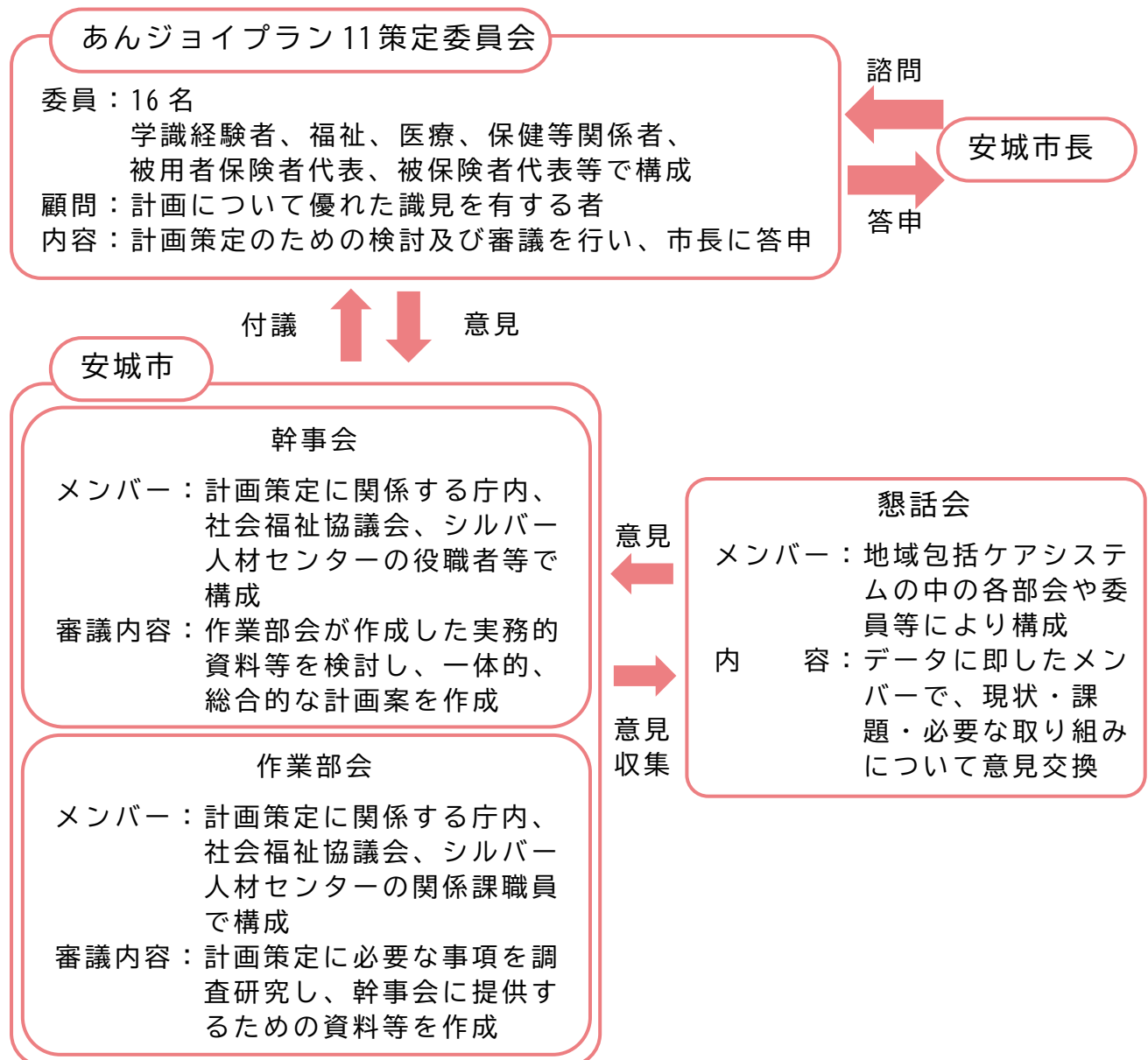
いずれの計画も法律の規定により、市町村に策定義務があります。

(1) 市町村老人福祉計画：老人福祉法第20条の8

(2) 市町村介護保険事業計画：介護保険法第117条

2 策定体制

あんジョイプラン11の策定にあたっては、介護保険事業の進捗管理等を行っている「介護保険・地域包括支援センター運営協議会」を母体とする「あんジョイプラン11策定委員会」を設置し、計画書案を策定します。



備考：各組織の事務局は高齢福祉課です。

議題1 あんジョイプラン1.1策定の体制について

3 幹事会・作業部会の計画策定業務における位置づけ

役割	担当課
総合計画との整合性など	企画政策課
デジタル推進に関すること	デジタル推進課
財政運営上の管理	財政課
ボランティア、地域における協働など	市民協働課
防犯・交通安全に関すること	市民安全課
防災に関すること	危機管理課
地域福祉計画との整合性	社会福祉課
障害者福祉計画との整合性	障害福祉課
介護保険事業計画、地域包括ケアシステムの推進、生活支援など高齢者福祉施策全般、地域包括支援センター・在宅介護支援センターなど、事務局	高齢福祉課
特定健康診査に関すること	国保年金課
健康日本21安城計画との整合性	健康推進課
農業参画に関すること	農務課
日常のごみ回収による高齢者支援	ごみ資源循環課
高齢者向け住宅に関すること	建築課
人にやさしいまちづくりなど	都市計画課
生涯学習、生きがい対策、生涯学習推進計画との整合性	生涯学習課
健康増進、体力維持、スポーツ振興計画との整合性	スポーツ課
福祉サービスなど、地域福祉活動計画との整合性	社会福祉協議会くらしサポート課
地域における介護予防事業、講座など	社会福祉協議会地域福祉課
生きがいづくり、就業機会の提供の場など	シルバー人材センター

議題1 あんジョイプラン1 1 策定の体制について

4 あんジョイプラン 11 計画年度

(1) 第10期安城市介護保険事業計画 令和9年度～令和11年度

(3年間)

(2) 第9次安城市高齢者福祉計画 令和6年度～令和11年度(6年間)

5 今後の予定

時期	本委員会	事務局
令和7年 11月4日	第1回 諮問 策定体制等 高齢者等実態調査	
12月中		高齢者等実態調査実施
令和8年 3月	第2回(書面開催) 高齢者実態調査報告	懇話会
7月	第3回 計画素案作成	
9月	第4回 計画原案作成	
11月	第5回 計画原案修正・保険料算定	
12月		パブリックコメント実施
令和9年 1月	第6回 計画原案決定	
2月	答申	